

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 20 日現在

機関番号：10101

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2010～2012

課題番号：22720276

研究課題名（和文） 帝政ロシアの統治官僚と地方自治—第一次革命前ロシア内務省の組織と活動

研究課題名（英文） The Ruling Bureaucracy and Local Self-Government in Imperial Russia: Ministry of Internal Affairs before the 1905 Revolution.

研究代表者

草野 佳矢子（KUSANO KAYAKO）

北海道大学・スラブ研究センター・GCOE 共同研究員

研究者番号：60329042

研究成果の概要（和文）：

20 世紀初頭の実務的行政分野におけるロシア内務省・地方自治体関係のケーススタディとして、獣医療行政における両者の関係、特に 1902 年の疫病対策法の発布、およびその改定法の制定とその後の経緯を検討した。自立的な活動を求める自治体と政府による指導・統制を必須と見なす内務省の立場がこの問題にも反映されたが、自治体の政治化の中で自治体側の同法への関心が後退する一方、同法は実務的な事情から執行されなかった。

研究成果の概要（英文）：

As a case study of relationship between the Ministry of the Interior and local self-government (zemstvos) in practical administrative areas in the early 20th century in Russia, I investigated the Ministry-zemstvo relations in veterinary administration in the history of the promulgation of anti-plague law of June 1902 and enactment of the revised law. Zemstvos yearned self-reliant activities, on the one hand, Ministry considered supervision and control by the government over zemstvos inevitable. However, under the politicalization of zemstvos, importance of the problem for zemstvo decreased, on the other hand, government couldn't execute the plague laws for practical reasons.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	700,000	210,000	910,000
2011年度	600,000	180,000	780,000
2012年度	500,000	150,000	650,000
総計	1,800,000	540,000	2,340,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・西洋学

キーワード：ロシア史

1. 研究開始当初の背景

帝政ロシアの官僚制一般に関する研究は、ロシア本国および欧米において一定の蓄積があるが、各省庁が具体的にどのように活動

していたのかという点に関しては十分明らかになっていなかった。それは、国内統治の広範な分野を管轄し、専制体制保持の要とも言える内務省に関しても同様である。研究者

は、20世紀初頭の内務省の省組織に対する問題意識や地方統治と地方自治体(ゼムストヴォ、都市自治体)に対する姿勢、また内務省の地方行政政策に対する地方自治体側の反応などを分析してきた。しかし、その際には、内務省の組織改革や地方行政政策が実際の地方の現実・行政的必要にどの程度応えるものであったのかという問題や、具体的な行政問題における内務省と地方自治体の関係などは十分に検証できなかつた。本研究ではこうした点を明らかにすることを意図した。

2. 研究の目的

帝政ロシア内務省の経済局、およびその他の地方行政に関わる部局の組織・構造、人員、活動内容、それらの変化について19世紀末から20世紀初頭を対象に検討・分析し、内務省が地方自治体をどのように監督・指導し、地方統治を行おうとしていたのか、その実態を明らかにする。また、1904年に設置された内務省「地方経済問題総局」設置に関しても、その背景・意味を再検討する。以上の作業を通じて、帝政ロシアにおける官僚支配体制の特質を解明し、地方統治のあり方との関係について考察する。また、その考察をロシア専制＝ツァーリズムの本質を考える手がかりとする

3. 研究の方法

(1)刊行史料や政府官僚、県知事、自治体指導者等の回想・日記類、官僚制・地方自治に関する研究文献を収集・利用して、帝政ロシアの官僚制、特に内務省とその上級官吏について、また地方自治体と官僚制との関係について分析・考察する。

(2)ロシアの国立歴史文書館や国立図書館において、内務省の総務局、経済局、医療局等のフォンドにある関連文書を収集・分析し、内務省の内部構造、上級官吏の出自、学歴、

職歴、経済局や医療局等の内部の構成、人員配置、仕事の内訳等を明らかにする。

(3)内務省の各部局がどのように政策決定をし、地方自治体を指導・監督していたのかを検証する。

(4)各県または郡の地方自治体(ゼムストヴォ)の議事録や参事会の報告書から、当時の自治体側の行政活動や政治意識を明らかにする。

以上の作業によって、内務省の実態を多様な面から検証し、内務省の官僚組織としての特徴や地方統治政策の問題点を明確にする。

4. 研究成果

(1) ペテルブルクの国立歴史文書館で主に1902年-1903年度の内務省の官吏名簿を閲覧し、内務省の各部局の人的構成や、各官吏の入省年、官等、学歴等のデータを得ることができた。しかし、各官吏の省内での部署の異動や、地方自治体における勤務経験の有無に関する記録など、この名簿では得られない情報があることがわかった。従って、内務省の人的組織の変遷に関しては十分な成果が得られなかつた。

(2) 地方自治体(ゼムストヴォ、都市自治体)に関わる行政政策のなかから、いくつかの分野に関して国立歴史文書館所蔵の内務省資料を閲覧し、最終的に具体的な検討対象として獣医療分野を選択した。そして、主に1902年6月に発布された家畜の疫病対策法と1903年6月発布のその改定法に関して検討を進めた。これらの法律の制定に関しては、ゼムストヴォ・リベラル運動(自由主義的な政治改革を求めるゼムストヴォ指導者の反官僚政府運動)との関係で、ロシアや欧米の研究で言及されてはいたが、詳細な研究は行われていなかった。特に、1903年法の制定後の状況については関心が持たれていなかったと言える。

国立歴史文書館所蔵の内務省経済局、獣医療局、また国家評議会(法案審議機関)の資料(従来使われていなかった資料も含む)を用いて、これらの1902年法および1903年法制定の背景、過程、その後の状況を明らかにすることができた。また、国立図書館では、いくつかの県ゼムストヴォ参事会の報告書を主に閲覧し、1902年および1903年法の制定・施行に関するゼムストヴォ側の意見・反応や内務省とのやりとりの内容を知ることができた。

以上のことから、以下のようなことが明らかになった。全国統一の動物の疫病対策に関する法整備は1893年に始まり、ようやく1902年に法律が制定された。しかし、多くのゼムストヴォから施行延期・法律の見直しの声が上がったことから、内務省は、施行延期を決定し、ゼムストヴォ代表を交えた審議会を招集し、意見を聴取した。その後、内務省は、1902年法の改定案を作成し、国家評議会での検討の後、1903年6月に新法が制定された。しかし、この法律は、財源不足など、施行に関わる実際的な問題から、施行には至らず、1909年の時点でもまだこの法律の施行問題が検討されていた。つまり、動物の疫病対策についての法整備は、紆余曲折の末、ほとんど実際的な進展をみないままに終わった。

こうした状況に鑑みるに、1902年法の発布とその改定問題が明らかにしたことの一つは、19世紀末から20世紀初頭の内務省および政府の政策作成・執行能力の欠如であると言えよう。他方、1905年革命後も、地方行政に関わる内務省の取り組みが継続されていたことは注目に値する。

また、地方自治体と政府との関係について、動物の疫病対策法制定をめぐる国家評議会などでの議論を検討することによって、政府

内には、あくまで自治体への統制を維持しようとする内務省の立場と、統制の行きすぎを懸念する立場の相違が存在したことが、改めて確認出来た。

ゼムストヴォ・リベラル運動と、1902年の動物の疫病対策法改定問題との関係に関しては、この法律へのゼムストヴォ側の批判と、同法の改定作業への参加(内務省の審議会への出席など)は、ゼムストヴォ・リベラル運動に弾みをつける上で大きな役割を果たしたが、運動が高揚する中で、実際の法律改定問題へのゼムストヴォ側の関心は逆に後退したと言える。つまり、1902年法の改定法である1903年法において、内務省は、ゼムストヴォの要求にある程度こたえる変更を加えたものの、全国一律的な獣医療政策への志向は変えず、地方機関、特に自治体に疫病対策を委ねようとはしなかった。にも関わらず、ゼムストヴォ側は、発布された1903年法に対しては、特に反対運動を起こさなかったのである。

以上のように、疫病対策法の制定とその後を経緯を明らかにすることによって、1905年革命前後の政府および内務省と地方自治体の関係の実態をより具体的に把握することができた。また、本研究で確認された、地方統治をめぐる国家と社会の諸側面は、ロシア専制=ツァーリズムの本質を考える手がかりとなる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計0件)

[学会発表] (計0件)

[図書] (計0件)

[産業財産権]

○出願状況（計0件）

○取得状況（計0件）

〔その他〕
ホームページ等
無し

6. 研究組織

(1) 研究代表者

草野 佳矢子 (KUSANO KAYAKO)
北海道大学・スラブ研究センター・GCOE 共同研究員
研究者番号：60329042